

### 第3章 計画の基本理念と基本目標

#### 第1節 基本理念

男女の基本的人権が尊重され、急速な社会状況の変化に対応できる活力ある社会にするためには、男女共同参画社会の形成が不可欠であるという認識のもと、花巻市男女共同参画推進条例第3条に掲げる7つの基本理念のもとに、この計画を推進していきます。

##### (1) 男女の人権の尊重

家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女の個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人としての能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。

##### (2) 社会の制度や慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度や慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮すること。

##### (3) 男女の精神的・経済的・生活的自立

男女が、共に精神的、経済的及び生活的に自立することの必要性を自覚し、自ら主体的に責任を持ってあらゆる分野における活動を決定できるようにすること。

##### (4) 施策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、市における施策及び事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

##### (5) 家庭生活と職業等の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の理解と協力及び社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び家庭生活以外の活動に対等に参画することができるようにすること。

##### (6) 性と生殖に関する健康と権利の尊重

男女が、互いの性に関する理解を深め、妊娠及び出産に関してその意思が尊

重されるとともに、産む性としての女性の生涯にわたる健康の維持が図られるようにすること。

(7) 国際的な取り組みへの理解及び協調

男女共同参画の推進は、国際的な理解及び協調の下に行われるようにすること。

## 第2節 基本目標

基本理念に基づき、「 」の実現のため、次の4つの基本目標を掲げて、計画の推進を図ります。

- 基本目標1 男女共同参画の理解の促進
- 基本目標2 男女の社会における参画の促進
- 基本目標3 男女のワーク・ライフ・バランスの推進
- 基本目標4 男女間の暴力の防止と根絶

### 第3節 計画の推進にあたっての施策

#### 1 施策の体系

基本目標に基づく施策の体系は次のとおりです。

『

』

施策の体系図

## 2 基本目標ごとの施策の展開と指標

### 基本目標 1 男女共同参画の理解の促進

#### (1) 男女共同参画に関する意識啓発

男女共同参画社会の実現のためには、個人の尊厳と男女平等の理念を浸透させる必要があります。そのためには、人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識や性差に対する偏見を解消することなどが必要です。

男女共同参画について理解することは、男女共同参画社会を形成していくうえで最も基本となる重要な部分です。また、市が様々な取り組みを進めていく際にも、全ての取り組みの根幹となるものです。

市民意識調査によると、「男女共同参画社会」という用語の意味を知っている人は年々増えてきているものの、いまだ半数近くの人が「意味が分からない」と答えており、更なる意識づくりが必要です。

男女共同参画に関する認識や意義について、男女問わず全ての世代の人が理解を深められるよう、草の根的な活動により、さらに啓発事業を推進します。

#### < 施策の展開 >

##### ① 男女共同参画推進講演会等の開催

#### (2) 男女共同参画に関する教育や学習機会の充実

市は、地域における男女共同参画を円滑に推進するため、男女共同参画推進員を委嘱し、地域や学校及び事業所などへ出前講座を実施するなど、学習機会を提供します。

また、男女共同参画サポーター養成講座の受講を推進することなどにより、男女共同参画を推進する人材の育成を行います。

さらに、学校教育において授業や様々な行事などを通じ、幼少時から人権の尊重、男女平等や男女相互の理解と協力の重要性、家族や家庭生活の大切さなどの教育を推進します。

#### < 施策の展開 >

##### ① 男女共同参画に関する学習機会の提供

##### ② 男女共同参画推進員による出前講座の実施

##### ③ 男女共同参画を推進する人材の育成

##### ④ 人権教育、男女平等教育の推進

### (3) 男女共同参画に関する情報の収集と提供

男女の社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、実態を把握しながら効果的に男女共同参画の理解の促進を図るため、国などの取り組みや統計情報、関連する各種制度等について広報紙やホームページ等により情報提供を行います。

#### < 施策の展開 >

##### ① 広報紙やホームページ等による男女共同参画に関する情報提供

### (4) 性に関する理解の促進と生命の尊重

現在では、テレビやインターネットの普及により、様々な情報が溢れる時代となっています。これにより、特に若者においては、デートDVや性感染症など性をめぐる問題が拡大しています。そのため、学校教育における性教育や赤ちゃん・幼児とふれあう体験教室など、児童生徒が互いの性を尊重し、責任ある行動をとることができるよう、発達段階に応じた性や生命に関連する教育の充実に努めます。

また、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持つことができるよう、各年齢層において性に関する理解の促進を図ります。

さらに、性的少数者への差別や偏見の解消に向けた情報の提供を行います。

#### < 施策の展開 >

##### ① 児童生徒に対する発達段階に応じた性と生に関する教育の充実

##### ② 各年齢層に対する性や健康に関する情報の提供

##### ③ 性的少数者への差別や偏見の解消に向けた情報の提供

### (5) 国際的な取り組みへの理解および協調

男女共同参画を推進するためには、国際的視野に立った男女共同参画に関する情報提供を行うことにより、国際的な潮流を踏まえながら理解を深める必要があります。そのため、「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」などの国際的規範や国際社会の取り組みについて情報提供を行います。

また、政治や経済、文化などあらゆる分野で国際化が進む中、多様な文化、伝統、習慣の違いなどを理解し、人種や国籍などによらずお互いの人権を尊重することが重要です。そのため、国際理解を深めるための事業を推進するとともに、日本語講

座や生活支援事業などにより外国人等の暮らしを支援します。

<施策の展開>

- ①国際的視野に立った男女共同参画に関する情報提供
- ②在住外国人等への支援

## 基本目標2 男女の社会における参画の促進

### (1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

市では、平成27年度までに審議会等に占める女性の割合35%を目標に取り組みを進めてきましたが、平成26年10月1日時点での割合は、29.2%で目標を達成することができていない状況です。

また、市の審議会等については、条例等で委員を職指定する規定があることや登用する分野に女性の専門家が少ない、団体推薦の場合に団体が推薦し得るポストに女性が就任していないなどという課題があることも明らかになりました。

市政への女性参画促進のためには、今後も継続して審議会等への女性委員の登用の促進を図る必要があり、登用率の向上にあたっては、男女いずれの委員の登用率も30%以上の割合となるよう委嘱の事務を行う職員の意識啓発を図るとともに、女性の方針決定過程への参加を行うため、市の管理職のうちの女性の割合(平成27年4月1日現在10.5%)を高めることに努めます。

#### <施策の展開>

- ①審議会等への女性の登用促進
- ②女性が参画しやすい環境づくりの推進

### (2) 地域づくり活動における男女共同参画の促進

高齢者の生活支援や子育て支援、防災や環境保全活動など地域における様々な活動は、性別や年齢によって役割が固定されることがないよう、男女ともに各年齢層の参画が必要です。このことから、地域づくり活動に男女共同参画の視点が反映されるよう、地域へ男女共同参画の意義などについて普及啓発を行います。

特に防災分野では、これまで女性の活躍の場が少なく、女性の視点に立ったニーズが反映されにくい状況もあったことから、東日本大震災の経験を踏まえて防災における意思決定過程の場への女性参画も含めて、地域活動への女性の参画を促進します。

また、高齢者等の文化・スポーツ活動など生きがいづくりや健康づくりに加え、ボランティア活動・地域活動などの社会参加を促進します。

#### <施策の展開>

- ①市民団体活動への支援
- ②地域団体等への女性の参画促進

- ③防災分野における女性の参画促進
- ④高齢者等の社会参加の促進・生きがいづくりの推進

### (3) 労働の場における男女共同参画の促進

労働の場において女性の活躍が進むことは、女性だけではなく、男女がともに仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現にもつながります。このことから、男女共同参画に関する出前講座などにより事業所への周知・啓発を行うほか、広報紙等により男女共同参画に率先して取り組んでいる事業所の紹介をするなどの情報提供を行います。

また、農業や自営業においては、固定的性別役割分担意識や古い慣習等が残っており、女性の経営参画を促進する妨げの一因となっています。男性と女性が対等なパートナーとして経営などに参画できるよう、女性の経営上の位置づけを明確化するなどの環境整備を推進します。

#### <施策の展開>

- ①事業所への男女共同参画に関する啓発
- ②農業や自営業における女性の経営参画の促進

### (4) 女性の能力を発揮するための支援

様々な分野において女性が参画し活躍するためには、女性自身の能力開発や人材育成が必要です。女性リーダーの育成に関する研修会など学習機会の充実を図り、地域で活動する人材の育成を推進します。

#### <施策の展開>

- ①女性の能力向上・女性リーダー育成の支援



## 基本目標3 男女のワーク・ライフ・バランスの推進

### (1) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識づくり

働くすべての人が、「仕事」と子育てや介護、趣味や学習、休養、地域活動などの「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させた働き方・生き方をするのが重要です。

仕事と仕事以外の生活の好循環を生み出すワーク・ライフ・バランスを実現することは、社会経済の活性化や一人ひとりの生活の充実につながるものであることを、性別や世代に関わりなく、社会全体で推進されるよう周知・啓発を行います。

#### <施策の展開>

##### ①ワーク・ライフ・バランスに関する市民への啓発事業の推進

### (2) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた事業所への啓発

事業所においてワーク・ライフ・バランスを推進することは、人材の確保や定着、従業員の仕事への意欲向上だけでなく、生産性や売り上げの向上、事業所のイメージアップなどのメリットがあります。

ワーク・ライフ・バランスの推進には事業所の理解と積極的な取組が不可欠であることから、その趣旨が正しく理解されるよう事業所への周知・啓発を行います。また、長時間労働の削減など働き方の見直しや子育て・介護などのライフイベントに対応した多様な柔軟な働き方が社会全体で推進されるよう、事業所への働きかけを行います。

#### <施策の展開>

##### ①ワーク・ライフ・バランスに関する事業所への働きかけ

### (3) 仕事と子育ての両立支援

市が平成26年度に行った「子ども・子育てニーズ調査」では、小学生以下の子どもをもつ母親の約8割が仕事を持っており、共働き世帯が増加傾向であることから、多様な働き方に対応した子育て支援が必要です。

子育て中の男女が安心して働き続けることができるよう、延長保育や一時保育・病後児保育など多様な保育サービスや学童クラブの充実に努めるとともに、子育てに関する相談体制の充実や情報提供などにより、働きながら子育てする

人の支援を行います。

<施策の展開>

①保育サービスや子育て支援の充実

(4) 仕事と介護の両立支援

高齢者人口が年々増加しており、本市でも介護や支援を必要とする人が増加することが見込まれます。

市民意識調査では、男女がともに仕事と仕事以外の生活の両立を可能にするために「介護休業制度を利用しやすい職場環境の整備」や「介護サービスの向上」が必要であると答えた人が多いことから、高齢者の生活支援サービスや地域ニーズにあった介護サービスの充実が必要です。介護を必要とする人の希望に応じた介護サービスの提供と利用しやすい環境づくりを進め、働きながら介護する人の支援を行います。

<施策の展開>

①介護サービスの充実

(5) 仕事と地域活動の両立支援

市民意識調査では「女性は職業を持ったほうがよい」という考えに男女の差はないものの、家庭生活における食事の支度や洗濯などの家事は女性が担っているのが現状です。男女がともに地域活動に参加するためには、性別によって役割を固定的に捉える意識をなくし、男性も家事・育児・介護へ参加しやすい環境づくりが必要です。

このことから、男性自身の家事や育児などへの関心を高めるための意識啓発を行うとともに、職場において男性の長時間労働の削減や育児休業取得への理解などが推進されるよう、事業所への働きかけを行います。

<施策の展開>

①男性の家事・育児・介護への参加促進

②長時間労働の削減や育児休業取得などへの理解促進

## (6) 雇用の場における男女均等待遇の啓発

雇用の場において、男女が個人としての能力を発揮しながらいきいきと働き続けるためには、男女の均等な機会と待遇を確保することが不可欠です。また、性別を理由とする採用・配置・昇格などの差別的取扱いやセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなどの職場における各種ハラスメントをなくする社会環境づくりを進める必要があります。

このことから、男女雇用機会均等法の趣旨が正しく理解されるよう、事業主と労働者双方への周知・啓発を行います。

### <施策の展開>

- ①雇用機会均等法ほか関係法令の周知啓発
- ②職場における各種ハラスメント防止に関する啓発

## (7) 職業能力開発の促進

雇用の場において、男女間格差をなくし一人ひとりが積極的に活躍するためには、個人の職業能力の開発・向上やリーダー的人材育成が必要です。

また、子育てや介護が一段落した人が再就職などをするため、あるいは、新しい分野へのキャリア転換を希望する場合、新たなスキルを身に付けるなど能力向上の必要性も考えられることから、相談体制の充実や技能訓練の実施など継続した支援を行います。

### <施策の展開>

- ①再就職などのための職業能力開発の促進
- ②労働環境に応じた技能習得等の支援

## (8) 生涯を通じた女性の健康支援

近年では働く女性が増加していることから、女性が体力的・気力的に安心して取り組むために、男女がお互いの身体的性差を理解し合い、人権が尊重される社会・環境づくりが必要です。

また特に女性は、生涯を通じて心身の状況が大きく変化する特性があることから、妊娠・出産に対する支援や婦人科健診の実施などライフステージに応じた切れ目のない健康支援を行います。

## <施策の展開>

### ①ライフステージに応じた健康支援

## (9) ひとり親家庭等に対する支援

ひとり親家庭の推移を国勢調査結果から見ると、全体的に増加しており、そのうち父子家庭は横ばいですが、母子家庭は著しく増加しています。母子家庭は、正規の職員・従業員でない場合や年収が低い傾向にあります。一方、父子家庭であっても経済的に厳しい状況に置かれている場合もあることから、支援を必要とする家庭が将来的に自立した生活を送れるよう、相談体制の充実や就業・生活面での制度・環境整備などにより、世帯や子どもの実情に応じた支援を継続して行います。

## <施策の展開>

### ①ひとり親家庭等のニーズに対応した各種自立支援

#### ○ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、個人の事情や希望や、人生の段階に応じて、自ら希望するバランスで展開できる状態を進めようとするものです。

具体的には、働き方を見直して仕事の効率を高めることで、時間的余裕が生まれ、それとともに、仕事の成果も高まり、個人の生活全般が充実します。このことによって、個人の意欲や創造性が高まり、さらなる仕事の充実にもつながるといって、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環が、多様性に富んだ活力ある社会を創出するとする考え方です。

なお、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現するために、平成 19 年 12 月 18 日に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

(平成 19 年 7 月の『ワーク・ライフ・バランス』推進の基本的方向報告)(男女共同参画会議 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する専門調査会)より)

## **基本目標4 男女間の暴力の防止と根絶**

### **～花巻市配偶者暴力防止対策基本計画～**

#### **1 計画策定の目的**

ドメスティック・バイオレンス（DV）、ストーカー行為、性犯罪などの男女間の暴力は、身体的・精神的などの痛みをもたらす重大な人権侵害です。男女が社会の対等なパートナーとしてお互いの人権を尊重し、あらゆる分野において共に参画することができる男女共同参画社会の実現のためには、暴力を許さない安全な社会づくりが重要です。

花巻市では、これまでも「男女共同参画基本計画」に基づき男女の人権の尊重と暴力根絶に向けた意識づくりに取り組んできました。

さらに、平成28年度からの同計画においても引き続き男女間の暴力の防止と根絶について取り組むこととし、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号、以下「DV防止法」）」の趣旨を踏まえながら、施策を総合的に進めるため本計画を策定します。

#### **2 計画の位置づけ**

「基本目標4 男女間の暴力の防止と根絶」を「DV防止法」第2条の3第3項の規定に基づく「市町村計画」に位置づけます。

この計画は、「DV防止法」第2条の2に基づき国が定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本的な方針」や「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」に即して策定しました。

#### **3 計画の期間および名称**

この計画の期間は、2016年度（平成28年度）から2023年度（平成35年度）までの8年間とします。

また、この計画の名称を「花巻市配偶者暴力防止対策基本計画」とします。

#### **4 現状と課題**

国の「男女間における暴力に関する調査（平成26年度内閣府調査）」によると、配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む）から「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」、「性的強要」のいずれか1つでも受けたことがある人は、女性が23.7%、男性が16.6%となっています。そのうち、何度も被害を受けている人

は、女性が9.7%、男性が3.5%となっており、女性の約10人に1人が配偶者からの被害を何度も受けているという結果になっています。

当市においても、市民意識調査でDVを受けたことや見たことがあると答えた人は41.4%に上っており、暴力の防止・根絶に向けた取り組みが必要です。

同調査では、DV被害者やDVを見たことがある人のうち相談しなかった人が34.5%となっており、相談しない人が多いことが課題となっています。

また、DVは夫婦など親密な関係にある者の間で起こることから、当事者が自らの被害・加害に気づかない場合もあるということも課題として挙げられています。

DVは、家庭内で行われること、加害者に罪の意識が薄いこと、周りに相談しにくいことなどから、潜在化しやすく、周囲が気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという傾向もあり、DVに関する正しい知識と暴力を許さない意識づくりやDV被害者に配慮した相談体制が重要です。

アンケート調査による被害経験（国・市）

## DV 相談件数の推移

単位：件

年度 (平成)	花巻市における 相談件数	DV 相談 支援センター		警察署	
		全国	岩手県	全国	岩手県
21	25	72,792	1,262	28,158	221
22	23	77,334	1,414	33,852	263
23	27	82,099	1,763	34,329	303
24	27	89,490	1,504	43,950	298
25	25	99,961	1,639	49,553	368
26	29	102,963	1,504	59,072	414

※花巻市における相談件数は、婦人相談員が相談を受けた件数。

※DV 相談支援センターは、内閣府、岩手県の調べによる。

DV 相談支援センターは、県内 12 か所（平成 27 年 3 月 31 日現在）。

※警察署は警視庁、岩手県警察本部の調べによる（暦年）。

## 5 施策の基本的方向

### (1) DVの正しい理解と防止のための教育と啓発

配偶者や交際相手等からの暴力は重大な人権侵害であるとの認識に立ち、DV について正しく理解できるようにするため、市民向けのセミナーや、広報紙・ホームページ等の様々なメディアを活用した啓発に取り組みます。

また、子どもの頃から暴力を許さない意識づくりを行い、将来の DV 被害者・加害者を作らないよう、若年層に対する DV 防止教育・啓発に努めます。

#### < 施策の展開 >

- ① DV に関する啓発事業の推進
- ② 若年層に対する DV 防止教育の推進

## (2) DV被害者に配慮した相談の実施

DV被害者を支援するためには、被害者の安全確保、秘密の保持等に十分配慮しながら、被害者に対する適切な情報提供と迅速な対応をすることが必要です。

そのため、市職員に対する住民基本台帳の閲覧・写しの交付制限の徹底や庁内関係各課との連携強化を図るための研修を実施します。

また、広報紙やホームページ等を活用し、岩手県配偶者暴力相談支援センターなど他の相談窓口についても情報提供を行い、早期発見につながるよう相談窓口の周知の拡大に努めます。

### <施策の展開>

- ①各種相談の実施
- ②DV防止に関する市職員研修の実施
- ③広報紙やホームページ等によるDV相談窓口の周知

## (3) DV相談窓口の相互連携強化

DVは複雑な問題であり、被害者を支援するためには、配偶者暴力相談支援センターを中核とした各種関係機関と連携しながら保護・自立支援・通報などに適切に対応していかなければなりません。

被害者が抱える複合的な問題に効果的・継続的に対応することができるよう、医療関係者や福祉関係者なども含む各種関係機関との連携強化を図ります。

### <施策の展開>

- ①関係機関との連携強化による被害者支援